

2021年4月23日

立憲民主党  
代表 枝野 幸男様

日本労働組合総連合会  
会長 神津 里季生

## 要 請 書

長期化する新型コロナウイルスの世界規模での流行は、広範囲にわたって社会・経済活動の停滞を招き、人々の心身への影響や経済的な負担が大きくなっています。雇用への影響は、パート・有期・派遣や、いわゆる「曖昧な雇用」、女性・外国人など、より弱い立場の人や特定の業種・業態・働き方において一層強く出ています。コロナ禍は、これまで連合が指摘してきた不安定雇用や格差、人口減少に伴う社会保障・財政・地域の持続可能性、デジタル化の遅れなど様々な社会課題を顕在化させました。

東日本大震災の発災から10年あまりが経過し、被災地では、交通や住宅など生活インフラの復旧・再建は着実に進んできたものの、今なお4万人を超える方が避難生活を余儀なくされています。課題は山積しており、解決は道半ばです。広域化・激甚化する自然災害への備えを強化するとともに、震災の記憶を決して風化させることなく、今後も長期的かつきめ細やかな支援が必要です。

今、「命とくらしを守ること」をすべての基軸に、社会の脆弱さを克服することはもとより、人口構造の変化や技術革新による産業構造の変化、防災・減災・被災地支援等の課題に的確に対応していくことが求められています。そのことを基盤にすえながら、連合がめざす「セーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会」「誰一人取り残されることのない社会」を実現することが不可欠です。

連合はこのような認識に立ち、このたび「2021年度 連合の重点政策」をとりまとめました。働く者の立場からの意見・提言としてお受け止めいただき、新型コロナウイルス感染症対策、当面の経済財政運営および2022年度予算編成において反映いただきますよう、以下の通り要請いたします。

## 「2021年度 連合の重点政策」

(2021年4月～2022年3月)

### (1) コロナ禍における雇用・生活対策

- コロナ禍においても労働者が安心して就労できるよう、雇用調整助成金の休業・在籍出向制度および産業雇用安定助成金を活用できるよう必要な予算措置を講じるとともに、失業者の急増にも耐えうるよう雇用保険特別会計の国庫負担割合を原則に戻す。
- 地域における産業・雇用を維持する観点から、国・地方自治体による雇用創出事業を強化するとともに、ハローワークなどによる求人の開拓、職業訓練、相談・マッチング機能を強化する。
- 非正規雇用の約7割を占める女性労働者がコロナ禍でより大きな影響を受けていることから、雇用の回復、喪失防止をはかるとともに、質の高い雇用への転換を進め。また、雇用・所得の不安定化や配偶者からのDV（ドメスティック・バイオレンス）の激化などにより困窮する女性への支援策として、信頼に足る公的な相談窓口の開設や直接的な支援の充実をはかる。
- PCR検査等の質の確保と検査機関、医療機関、保健所の連携強化、保健所の体制強化、医療・介護職場などにおける集団感染防止対策への支援などを強力に進める。また、ワクチン接種体制の構築に対し国が責任を持って支援を行うほか、ワクチンの市販直後調査、副反応情報などの確実な収集と国民に対する正確な情報提供へ強力に取り組む。
- 感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、感染症の症状や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取ることができるようすることを含め、正確な情報の伝達に全力を挙げる。また、感染者やその家族、労働者等に対する差別や偏見が起きないよう、啓発に強力に取り組む。
- 生活困窮者自立支援制度の財源と包括的かつ伴走型の実施体制を強化し、住居確保給付金制度を充実させるとともに、子どもの貧困の解消に向けて、ひとり親家庭への総合的な支援などを強化する。また、生活保護の迅速な適用を保障する。

### (2) 自然災害からの復興・再生と防災・減災対策の充実

- 被災による心的ストレスを抱える子どもや、特別な配慮を必要とする子どもにきめ細かな支援を行うため、養護教諭の未配置校への配置および配置校への複数配置を行う。また、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを常勤配置する。
- 独居高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化などにより、要介護状態の悪化や孤立死が発生することのないよう、アウトリーチ型の見守り機能や相談体制の確保に向けた支援を強化する。また、居住地にかかわらず被災者の健康対策や心のケア対策を継続する。
- 大規模自然災害発生時において、緊急速報メールなどプッシュ型配信の普及を強力に進めるとともに、労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する基準を設定するなどの仕組みを構築する。また、地域防災計画や避難所の感染症対策を強化した避難計画の策定、備蓄品などについて、多様な人の意見を反映し、安全な避難行動ができるよう防災・減災対策を徹底する。

### (3) 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および中小企業への支援強化

- 経済や産業の構造変革や、非常時におけるセーフティネットの構築に向け、A I · I o Tなどのさらなる活用をはじめ、経済・社会全体のデジタルインフラの整備を積極的に進める。
- 経済・社会のデジタル化により、すべての産業に起こり得る様々な変化について、具体的な対応策を検討するための労使が参画する枠組みを早急に構築する。また、企業における人的投資、設備投資、研究開発等に対する支援を着実に実施する。特に、リカレント教育など産業構造の変化に対応した働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援を強化する。
- サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを強化・推進する。併せて、実効性を担保するため、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行、公正取引委員会および中小企業庁の体制・権限の強化、各種告示・ガイドライン・業界自主行動計画等の拡充および周知徹底をはかる。
- 公契約基本法を早期に制定し、公契約の基準を定める。法整備をはかることにより、I L O第94号条約「公契約における労働条項に関する条約」を批准する。

### (4) 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

- 税による所得再分配機能の強化に向け、金融所得課税を強化するとともに、将来的な所得税の総合課税化を検討する。また、所得税や相続税の累進性を強化し、人的控除はできるだけ社会保障給付や各種支援策等に振り替え、残すものは所得控除から税額控除に変えることを基本とする。
- 「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、社会保険料・雇用保険料（労働者負担分）の半額相当分を所得税から控除する「就労支援給付制度」や、基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」を導入する。
- 自動車関係諸税について課税根拠を総合的に整理し、自動車重量税の廃止など税の軽減・簡素化をはかる。その際、地方財政に配慮し、必要な税財源を確保する。

### (5) マイナンバー制度の一層の活用

- 真に必要な層への的を絞った緊急支援の体制や、公正・公平な税制の実現に向け、マイナンバーに所得情報をひも付け正確に所得を捕捉した上で、必要な給付と連携させる「税と給付の一体的運営の基盤」によるプッシュ型支援制度の構築に繋げる。また、マイナポータルの活用により労働者の実態を正確に把握し、フリーランス等へのセーフティネット構築を行う。
- その実現の前提として、国民が開設する全ての預貯金口座とマイナンバーとのひも付けを行う。また、感染症を含む緊急事態において、予算措置のみで行う給付にもマイナンバーを活用できるよう法定化する。

### (6) 雇用の安定と公正労働条件の確保

- いわゆる「無期転換ルール」については、施行後8年（2021年4月）の経過後に検討を加える旨が労働契約法の附則に規定されていることに基づき、施行状況を踏まえた検討を速やかに開始し、労働者保護および実効性確保の観点から必要な措置を講ずる。

- 特定技能制度の見直しにおいて、特定技能受入れ分野における人手不足の状況や賃金水準の動向、日本人の就業率等についても把握するとともに、安いな受入れ分野の拡大は認めない。また、既に日本で就労する外国人労働者の権利の保護をはかるため、労働関係法令を始めとする法令の周知徹底および、相談支援体制を拡充する。
- 雇用労働に近い働き方をしているにもかかわらず労働法の保護を受けることができない者について、契約ルールや最低報酬、安全衛生などについて法的保護をはかる。また、働き方の多様化を踏まえ、早急に「労働者」概念の見直し・拡充に着手とともに、現行法令においても労働者性が認められる者には労働関係法令が適用されることを周知徹底する。
- 不当な解雇を拡大しかねない解雇の金銭解決制度は導入しない。
- 労働者への確実な賃金の支払いを確保するため、労働基準法第24条が規定する全額・通貨払いという賃金支払いの原則を堅持し、賃金支払いの確実性・安全性が担保されない口座への賃金支払いは認めない。
- 障がいの有無や種類、程度にかかわらず働く社会の実現に向け、職場における合理的配慮を徹底し、障害者雇用を促進する。また、障がいに関する雇用・福祉施策の連携の強化により、働きづらさを抱えるすべての者が働き続けることができるよう、必要な制度改正を行う。
- 学卒未就業者が多く出現した「就職氷河期世代」の良質な雇用・就労機会の実現に向け、人材供給の観点ではなく、対象者の個別の事情を踏まえつつ将来を見据えた長期的な能力開発を実施するとともに、適切な就職支援・定着支援を実施する。
- 最低賃金の履行確保のため監督にあたる要員の増強等体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高める。また、最低賃金の改定額をふまえ、発注済みの公契約の金額を見直す。
- ハラスメント対策関連法にもとづき、事業主の防止措置義務の徹底をはかるとともに、法改正により就活生や取引先等に対するハラスメントならびに顧客等からのハラスメントも対象範囲とし、これらを含めたハラスメントそのものを禁止する規定を創設する。また、ILOの「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する条約の批准を行う。
- 結婚により姓を変更しているのは圧倒的多数が女性であり、職場や日常生活での不利益や負担が著しく偏る中、男女不平等を是正し、人権の尊重、個人の尊厳を基底に置いた社会を実現するため、選択的夫婦別氏制度を導入する。

## (7) 脱炭素社会実現に向け、グリーンリカバリーの推進と「公正な移行」の確保

- 2050年を目標とした「カーボンニュートラル」の実現に向けては、SDGsの理念に基づき「グリーンリカバリー」を推進し、イノベーションの基礎となる技術開発や人材育成に向けた支援を進め、社会実装につなげる。また「公正な移行」の実現に向けて、経済・社会状況などの不確実性を踏まえて複数のシナリオやオプションを示し、丁寧な国民的議論を通じた合意形成を図るためにも、労働組合を含む関係当事者との積極的な社会対話をを行う。

## (8) すべての世代が安心できる社会保障制度の確立

- 感染症禍において医療崩壊を生じさせないよう、医療・介護人材の確保を含め提供体制の充実を図る。あわせて、負担能力に応じた費用負担で将来にわたって質の高いサービスが受け続けられる医療・介護保険制度を確立するとともに、地域医療構想や地

域包括ケアの実施体制を再検討し、切れ目のないサービス提供体制の構築と必要な予算措置を講じる。

- すべての労働者への社会保険の完全適用に向けて、着実な適用拡大に取り組む。また、公的年金の所得再分配機能を強化するため、基礎年金の給付水準の底上げの早期実現に向けた検討を速やかに開始する。
- 質の高い障害福祉や保育等のサービス提供のため、福祉分野における専門職としてのキャリアアップの仕組みを充実させる等の支援を行い、人材確保の取り組みを進める。
- 障害者差別解消法の改正により、合理的配慮がすべての民間事業者によって確実に提供されるよう、障がい者差別の解消に向けた周知・広報や支援を強化する。また、誰もが障がいの有無にかかわらず地域で生活できるよう、障がい当事者や家族などの負担を軽減するための支援を強化する。
- 希望するすべての子どもが保育所や放課後児童クラブなどを利用できるよう、職員配置の改善や安全面の強化など質の担保された受け皿の整備をすすめる。そのため、1兆円超程度の財源を確実かつ早期に確保する。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を構築・強化する。また、子どもに対する体罰の禁止を法制化するとともに、児童相談所などの職員体制の強化を迅速に実施する。

#### (9) 教育機会の均等実現と学校の働き方改革を通じた教育の質的向上

- 就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支える。また、G I G Aスクール構想など教育のＩＣＴ化にかかる情報アクセス環境を、社会インフラとして整備する。
- 教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな教育を行うため、35 人学級に向けた環境整備、部活動の学校から地域への移行、ＩＣＴ支援員の配置、専科教員をはじめとする学級担任外教員やスクールスタッフなどの拡充を推進する。

#### (10) 投票環境の整備と参議院選挙における合区の解消

- 誰もが投票しやすい環境を整えるために、デジタルデバイド対策や不正防止等に留意しつつ、指定された場所以外での投票も可能とする電子投票制度の導入に向けて具体的な検討を進める。
- 一票の較差是正のみを目的に導入された参議院選挙における合区については、有権者の声が政治に反映されにくくなるなどの弊害が指摘されていることから、都道府県という単位の政治的重要性に鑑み、参議院に地方の事情に精通した全国民の代表としての活動など、二院制のもとでの独自の役割を定めることによって解消する。

#### (11) 未批准のＩＬＯ中核条約の批准を通じたディーセント・ワーク実現

- 連合が優先的に批准を求めるＩＬＯ条約、とりわけ中核的労働条約である第 105 号（強制労働廃止）と第 111 号（差別待遇（雇用・職業））を最優先条約とし、早期批准に向けた道筋を明らかにする。

以上